

車いす使用者用駐車施設の適切な利用の確保

【相談申出要旨】

私は、車いすを使用している。自分で車を運転するが、公共施設やスーパーなどの障害者用の駐車スペースに健常者が駐車するケースがたびたびあり、駐車することができず大変困っている。

外国では、健常者が障害者用の駐車スペースに駐車すると罰金が科せられると聞いている。

日本でも、障害者用の駐車スペースを本当に必要としている者のために、これが確保されるよう、国が何らかの対策を講じてほしい。

※ 上記のほか、車いす使用者用駐車施設の利用に関する行政相談が20件寄せられている。

前回推進会議における主なご意見

第1 駐車監視員等による取締や反則金等の対象とすることについて

- 駐車監視員等が車いす使用者用駐車施設への駐車の実施を行う余地はあるか。道路上の駐車違反と同様に反則金、反則点数等の対象とすることはできないか。
- バリアフリー新法に罰則を盛り込むことはできないか。
- 諸外国においては、どのような方法で取締を実施しているか。罰則を設けている国において効果はあがっているか。

第2 パーキングパーミット制度の導入について

- 地方公共団体が導入を進めているパーキングパーミット制度について、国が導入を推進するべきではないか。

第3 施設設置管理者に対する支援等について

- 健常者等による利用を防止するための構造物の設置等に要する費用を助成する制度が必要ではないか。
- 健常者による利用を防止するための構造物について、国が研究開発を行い、普及を進めるべきではないか。

第1 車いす使用者用駐車施設への道交法の適用、駐車監視員等による取締等

1 道交法の適用範囲

道交法の目的：道路における危険防止等（法第1条）

交通規制、取締は、道路交通の安全と円滑を維持する観点から実施

道交法が対象とする道路

「道路法」：高速自動車国道、一般国道、
都道府県道、市町村道

「道路運送法」：専用自動車道、一般自動車道

「一般交通の用に供するその他の場所」

- (例) ・自由に通行できる私道
・自由に通行できる空地等

不特定多数の人や車両が通行する「道路」
が対象

一般交通の用に供さない
「スーパーや施設の駐車枠」
は対象外



駐車場の駐車枠は道路ではなく、その取締は、道交法の立法趣旨に沿わない。

2 警察庁における障害者等の駐車に関する最近の取組

○ 高齢運転者等専用駐車区間の設置

- ・ 指定された区間について、都道府県公安委員会が交付する標章を掲示した普通自動車に限り駐車又は停車をすることができる制度

平成21年4月の道路交通法改正により導入。1年以内に施行

目的：高齢運転者等に対して安全かつ快適な駐車環境を提供することにより、高齢運転者等に係る交通事故防止等を図る。

対象者：70歳以上の高齢者、聴覚障害者、肢体不自由者

今後、政令で妊産婦等を対象に指定する予定

罰則：当該区間への違法駐車については、他の区間への違法駐車よりも罰金を多額とするよう附帯決議

- ・ 買物、通院等で高齢者等がよく利用する施設の駐車場が駐車需要を満たしていない場合にその周辺の道路上に設置
- ・ 今後、都道府県公安委員会が場所を選定

3 韓国の車いす使用者用駐車施設に関する制度

〈対象施設〉

- ・ 民間施設の車いす使用者駐車施設も規制の対象

〈標識の発給〉

- ・ 自治体の業務

〈取締方法〉

- ・ 自治体職員、障害者団体等が口頭、警告状により違反事実を告知
運転者が車を移動させない場合、過怠料を賦課

※ 自治体によっては、不正駐車の写真撮影を障害者団体等に委託

- ・ 2年に1回、自治体と交通警察が合同で一斉取締を実施

※ 法律上の過怠金は20万ウォン以下であるが、実務上は10万ウォン、2時間以上の駐車の場合、12万ウォン

〈効 果〉

- ・ 平成20年度賦課件数：2,138件(韓国全体)
- ・ 韓国福祉保健家族部では、継続的な統計データはないものの、過怠料の導入による違法駐車を抑止効果は高いと説明
- ・ 一方、専門家からは自治体の人員不足等により、十分な取締が行われていないとの指摘

4 不正駐車に対する罰則

バリアフリー新法の罰則規定は、設置義務違反に対するもの
(基準等に違反し、是正命令に応じない場合、300万円以下の罰金等)

 **不正駐車に対する罰則なし**

罰則の導入に係る関係者の意見

障害者団体	団体として啓発活動を行っているが、車いす利用者用駐車施設に駐車する健常者は後をたたく、マナーに委ねた対策には限界があると感じている。抑止効果の観点から、罰則を導入することも止むを得ないと思える現状である。
駐車場管理者(大手スーパーマーケットチェーン)	一般のお客様に、車いす利用者用駐車施設に関する認識が定着していない。車いす利用者用駐車施設への不正駐車が罰則の対象となれば、一般のお客様の意識も変わるのではないかと思う。
福井県実施のアンケートに寄せられた意見	健常者が平気で駐車している時もあり腹立たしく思うこともある。自分勝手な人も多いので、罰則を設定しない限りモラルの向上はないと思う。
行政相談事案	健常者が車いすパーキングに駐車することが放置されているので、罰金を科すなど対策を講じてほしい。

 モラル向上、抑止効果を期待するものが中心

5 警察庁の意見

警察は、道路交通の安全と円滑を維持する観点から不特定多数の人や車両が通行する「道路」において、交通規制、取締等を行うこととなっており、一般交通の用に供しない「スーパーや施設の駐車枠」に対して道路交通法の規定や駐車監視員制度を適用することはできない。

6 国土交通省の意見

バリアフリー新法に車いす使用者用駐車施設の不適切な利用に対する罰則を設けることは、法益の均衡の観点（他の社会における行為や他法令とのバランス）や取締りの実効性の問題がある。バリアフリー新法は、施設設置管理者にバリアフリー化の義務づけ等を行う内容を主とした法律であり、その中に施設の不適切な利用（私人の間の問題）についての罰則を設けることは、本法の性格になじまないものと考えている。

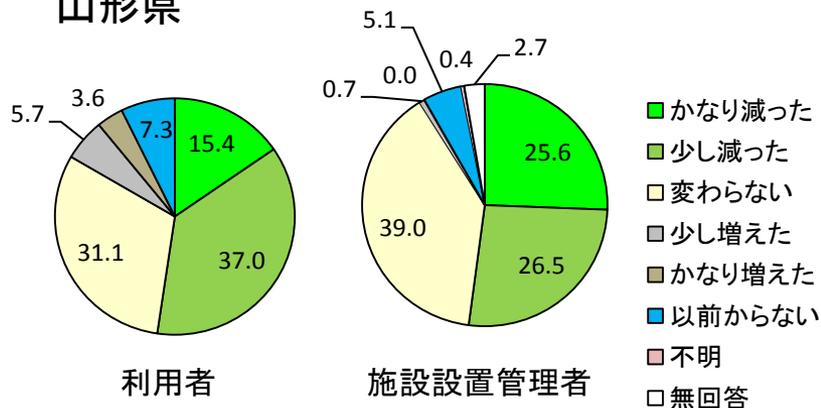
また、車いす使用者駐車施設の不適切な利用を監視する体制を当省が独自に整備することは考えていない。

2 パーキングパーミットの導入効果

山形県、佐賀県では、利用者及び施設管理者にアンケート調査を実施

○ 不正駐車が増減についてのアンケート結果

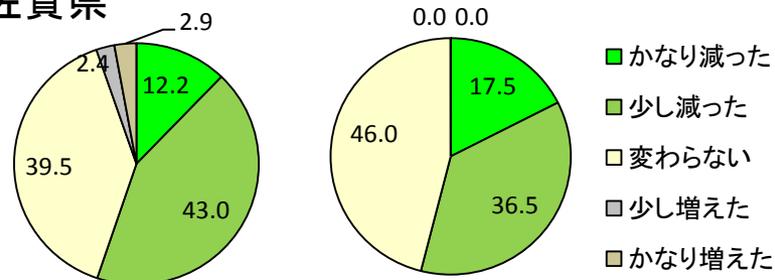
山形県



利用者

施設設置管理者

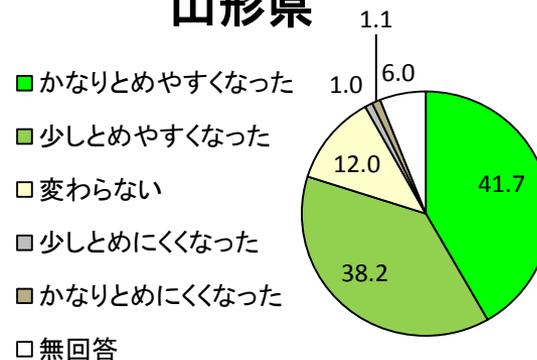
佐賀県



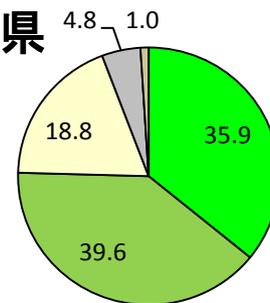
(注)山形県、佐賀県のアンケート調査結果に基づき当省が作成した。

○ 利用のしやすさについてのアンケート結果

山形県



佐賀県

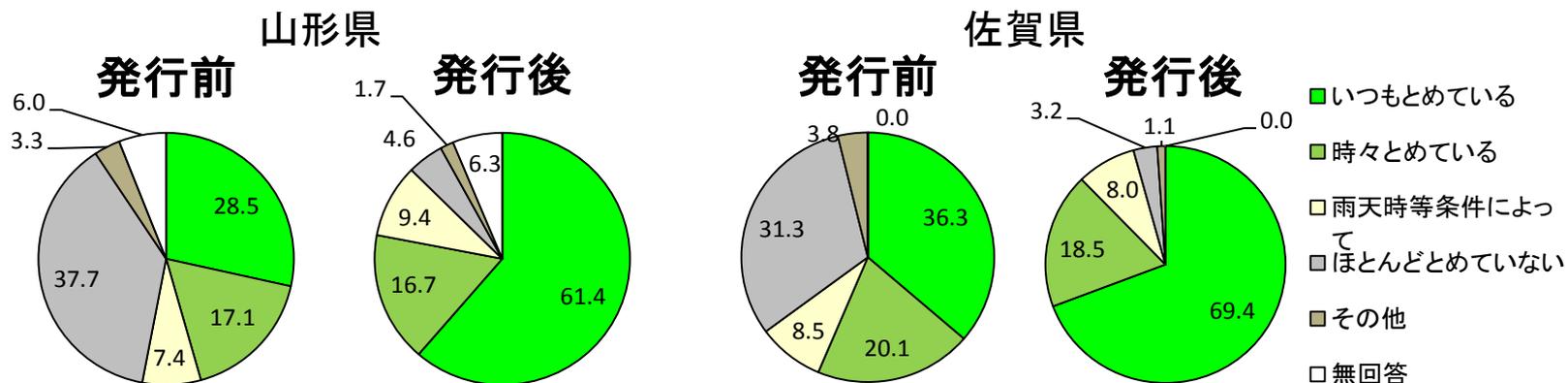


(注)山形県、佐賀県のアンケート調査結果に基づき当省が作成した。

➡ 健全者等による不正駐車が減ったと感じている者の割合が、変わらない・増えたと感じている者の割合を上回っている。

➡ 3/4以上の利用者が止めやすくなったと評価。

○ 利用証の発行前後における車いす利用者駐車施設の利用状況



(注)山形県、佐賀県のアンケート調査結果に基づき当省が作成した。

アンケート調査によせられた主な意見

〈利用者〉

- ・ 外出する機会が増えた。
- ・ 外見上、障害者に見えないため、今まで止めにくかったが、安心して止めることができるようになった。
- ・ 県外でも利用できるようにしてほしい。
- ・ 罰則を設けた方が、理解が深まると思う。

〈施設設置管理者〉

- ・ 不正利用が減り、サービス向上、イメージアップにつながった。
- ・ 経費面での支援をお願いしたい。

3 各県ごとに導入していることによる課題

- 高速道路のサービスエリア等は、県外からの利用者が大半であること等から協力施設となっておらず、広域を移動する利用者への対応に課題

- 県によって利用対象者の範囲に差
利用対象者の範囲について検討中の4県を除く10県中、
 - ① 2県では、けが人(車いす、杖等の使用者)は対象外
 - ② 2県では身体障害者の等級を他県より高く(範囲を狭く)設定
 - ③ 精神障害(一級)を対象としているのは6県
 - ④ 妊産婦について、産後3か月までとするものから1年半後までとするものまで県により区々 等

4 地方公共団体が導入するにあたってのあい路

E県(平成19年6月県議会福祉部長答弁)

佐賀県と本県を比較した場合、制度の対象者数が、佐賀県の約6万7千人に対し、本県では約43万人と佐賀県の約6.5倍。また、対象施設数も佐賀県の約1,000施設に対し、本県は16,000施設以上あり、佐賀県の16倍以上となる。こうした多くの方々に利用証を発行するとともに、膨大な数に上る施設設置者の理解と協力があって、はじめて、この制度は有効に機能すると思われるので、他県の導入状況を見ながら、検証してまいりたい。

 都市圏では、利用証の発行、施設の協力のとりつけに要する事務量の増加、体制の不備を懸念

5 駐車場設置管理者等の意見

大手スーパー マーケット チェーンA社	車いす使用者駐車施設に駐車している車が障害者の方の利用かどうか分かりづらいことが、トラブルの要因であり、利用証等で対象者を識別できるような仕組みが必要。パーキングパーミット制度は、設置管理者にとっても強い後ろ楯となるので、全国的に実施していただきたい。
大手スーパー マーケット チェーンD社	駐車している車を見ただけでは、不正駐車かどうかの判断が難しく、なかなか適切な利用を確保することは難しい。相手はお客さまなので、うっかりしたことは言えない。行政において、利用対象者の範囲を決め、対象者を判別できる仕組みを作っていたらと現場は助かる。
佐賀県(平成20 年6月国土交通 省への提案)	公共的施設のユニバーサルデザイン化の推進には財政的負担が伴い、地方が取り組みを推進していくには、国による財政的な支援が必要。パーキングパーミットについては、他県でも利用したいとの生活者の声や既に山形県・福井県・長崎県・熊本県で実施されていることなどから、国の制度として創設することが必要。

6 国土交通省の意見

パーキングパーミット制度については、障害者用駐車スペースの適切な利用を推進する手法の1つとして注目している一方、当制度はまだ新しい取組であり、その効果や課題が十分に明らかになっていないため、今後も引き続き、その取組状況等について把握していきたいと考えている。

第3 施設設置管理者に対する支援等について

1 不正駐車防止システムの例

○ B社(駐車設備メーカー)

一般来場車が利用できないよう、ゲートバーを設置。車椅子利用者等は、予め登録し貸与されている専用リモコンでゲートバーを解除して駐車。未登録者は、インターホン等で連絡してリモート操作で解除。

(1基、約50万円)

⇒ 大手スーパーマーケットチェーンA社が、平成18年から導入
平成21年5月現在、41店舗に設置。利用登録者は、約3万2千人



○ C社(駐車設備メーカー)

不正駐車をバーで防止。バーに表示されている電話番号に携帯電話をかける(コールのみ)とバーが解除。利用者は事前に登録する必要はない。

(1基、約90万円)

⇒ 病院、スーパー等5か所で導入



2 現行の補助制度の例

○ バリアフリー環境整備促進事業(国1/3補助)

〈補助対象〉

- ・ 屋外の移動システム整備(スロープ、エレベータ等)
- ・ 移動システムと一体的に整備される広場、トイレ、身障者用駐車施設等

○ 都市・地域交通戦略推進事業(国1/3補助)

〈補助対象〉

- ・ 公共的空間の等の整備等

駐車場、駐車場有効利用システムの整備(事業費1億円以上)

バリアフリー交通施設の整備(事業費5千万円以上) 等



いずれも、公共空間整備の一環として、駐車場を整備する場合を対象

既存の駐車施設への不正駐車防止装置の設置は、対象外

3 施設設置管理者等の意見

施設設置管理者 (大手スーパーマーケットチェーンA社)	不正駐車防止システムの導入については、お客様サービス向上の一環として取り組んでいる。経費面での支援があれば、導入する設置管理者も増えるのではないか。
駐車設備メーカー B社	当社では大手スーパーマーケットチェーンA社(約40店舗)以外の施工例はない。 他の事業者、地方公共団体からちらほらと問い合わせがあるが、本格的に導入を検討している所はない。費用負担が少なくないことも一因ではないかと思う。
駐車設備メーカー C社	当社では、現在、公立病院(2)、ホテル(1)、スーパー(1)、公的機関(1)の5か所に施工している。問合せは多いが、利益を上げる設備ではないため、費用負担が原因で導入に至らないケースが多い。

4 国土交通省の意見

車いす使用者駐車施設の不適切な利用を防止するための構造物については、民間事業者により様々なものが開発されてきており、今後、事例やその効果を把握し、優良事例の普及や周知について検討していきたいと考えている。

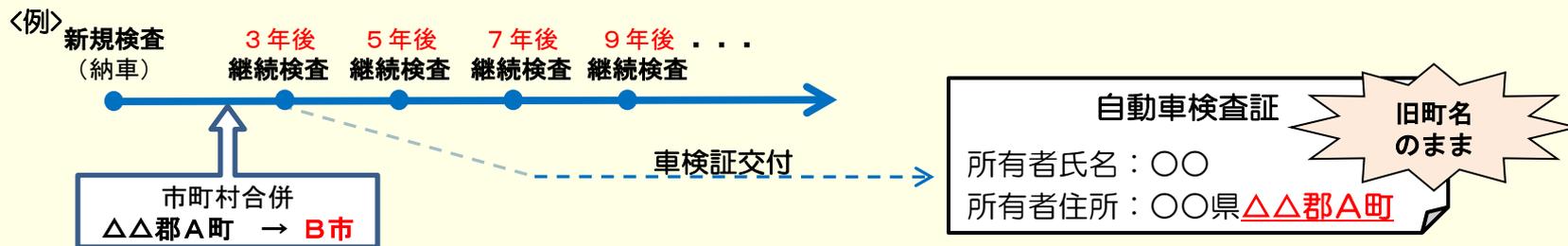
不正駐車防止システムの導入に対する補助については、現行のバリアフリー環境整備事業では、バリアフリー環境整備計画に位置付けられている身体障害者用駐車施設の整備または認定特定建築物として整備される身体障害者用駐車施設を対象としているところである。

継続検査後に交付される車検証の住所表示の見直し

【相談申出要旨】

市町村合併が行われた後に自動車の継続検査を受けた。ところが、検査申請書には新しい住所を記載したにもかかわらず、交付された車検証の住所は市町村合併前の町名のままとなっていた。合併後の住所にするためには、別途住所変更手続きが必要であり、合併後の住所は交付時に自動的に表示されないとのことであった。

市町村合併後、相当の年月が経過しているにもかかわらず、現存しない旧町名を表示していることは、混乱を招きかねないので、所有者が住所変更手続きをすることなく、新しい住所で車検証が発行されるよう改善してほしい。



(注) 上記のほか、13件の苦情等が当省の行政相談に寄せられている。

1 自動車検査登録制度の概要

(1) 自動車検査（車検）

自動車の構造、装置、性能などが保安基準に適合しているかを確認するため一定期間ごとに行う検査

(2) 自動車登録

自動車の所有権を公証するため、国土交通大臣が管理する自動車登録ファイルに登録する制度

※ 軽自動車については適用なし

(3) 自動車検査証（車検証）

普通自動車では、初めて登録された際に運輸支局又は検査登録事務所から交付され、軽自動車では、新規検査を受けた際に軽自動車検査協会から交付される証明書。常に自動車に備え付けておくことが義務付けられている。

※ 普通自動車の場合、車検証は、土地や建物の「権利証」に相当するものであり、車の名義変更、廃車、車検証の住所変更、有効期間の更新など、以後の検査・登録手続を申請するときに必要となる。

【車検証様式（普通自動車）】

自動車検査証

自動登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状			
	年 月 日	年 月							
車 名			乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量			
			人	kg	kg	kg			
車台番号			長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
			cm	cm	cm	kg	kg	kg	kg
型 式	原 動 機 の 型 式		総排気量又は定格出力	燃 料 の 種 類		型式指定番号	類別区分番号		
			kw L						
所有者の氏名又は名称									
所 有 者 の 住 所									
使用者の氏名又は名称									
使 用 者 の 住 所									
使用の本拠の位置									
有効期間の満了する日	年 月 日		年 月 日						
備考									

(3) 自動車検査の種類

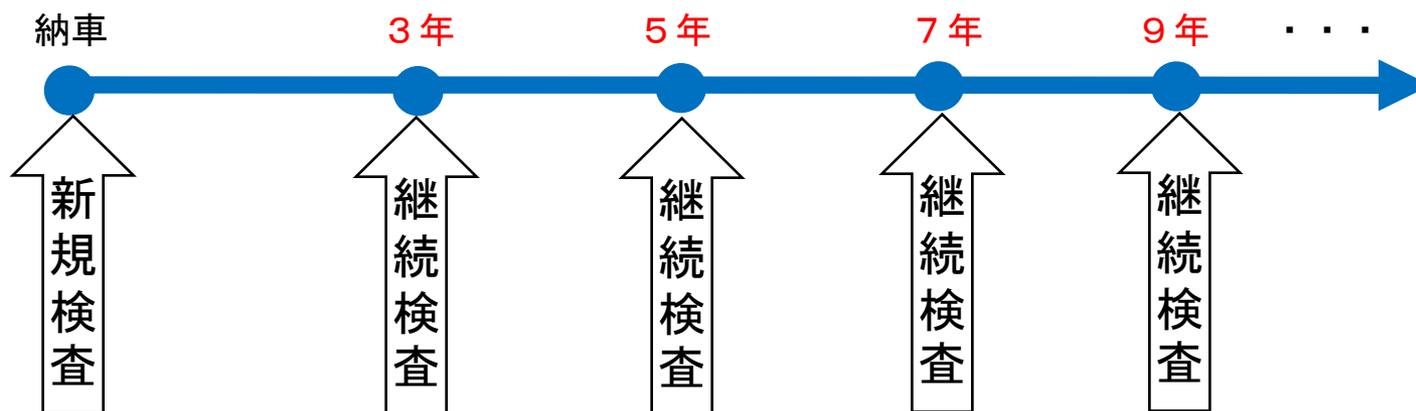
検査の種類	内 容	検査を受ける場所
新規検査 (道路運送車両法 第59条)	新たに自動車を使用しようとするとき、 又は、いったん使用することを中断する 手続きをした自動車を再び使用する ときに受ける検査	使用の本拠の位置 を管轄する運輸支 局等
継続検査 (道路運送車両法 第62条)	自動車検査証の有効期限が満了した後 も引き続きその自動車を使用するとき に受ける検査	最寄りの運輸支局 等

※ 軽自動車については、軽自動車検査協会（事務所・支所）において同様の検査を行う。

(4) 車検の実施時期

新規検査：新たに自動車を使用しようとするとき

継続検査：初回は新規検査の3年後、以降は2年ごとに実施



(注) 使用中断後の新規検査を受けた場合、初回の継続検査はその2年後

2 自動車保有台数・継続検査件数・自動車の平均使用期間

(1) 自動車保有台数

(単位：万台)

年	乗用車	軽自動車	計
平成18	4,275	2,581	6,856
19	4,223	2,671	6,894
20	4,147	2,744	6,891

(2) 継続検査件数

(単位：万台)

年	継続検査	
	ユーザー車検	
平成17	2,257	210
18	2,197	204
19	2,246	203

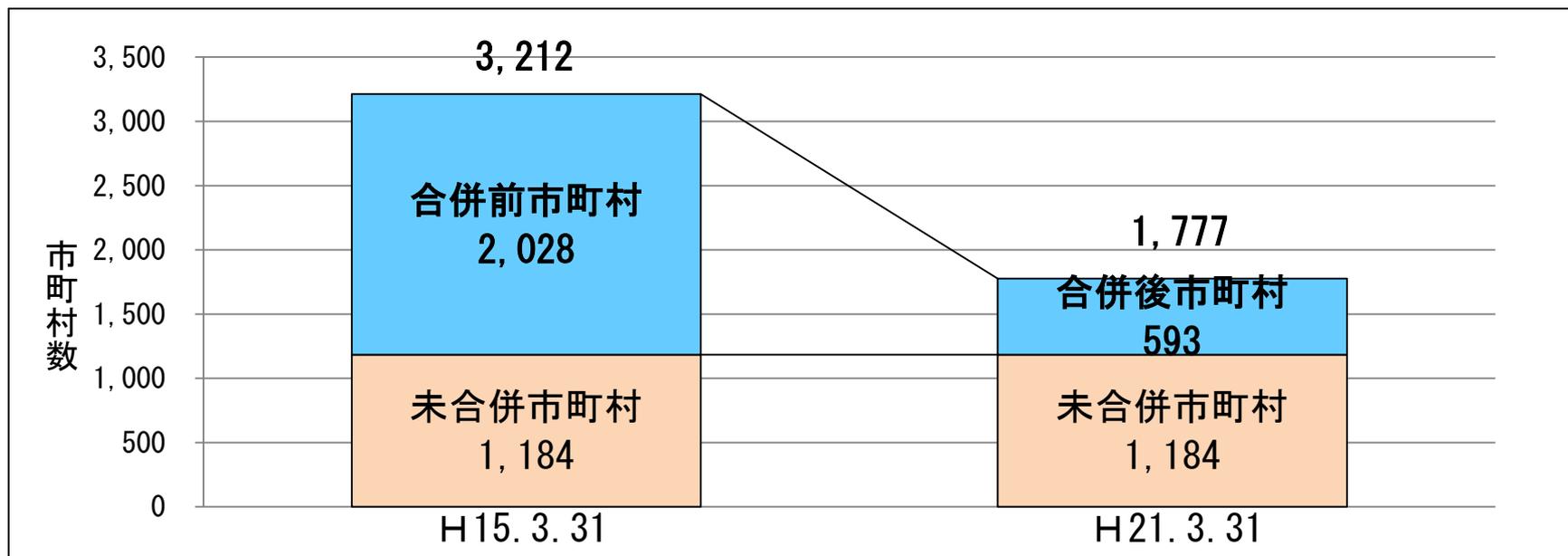
(3) 自動車の平均使用期間

普通車	11.10年
軽自動車	12.47年

(注) 自動車検査登録情報協会及び軽自動車検査協会調べ

3 市町村合併の状況

合併に伴う市町村数の推移



(参考) 石川県における市町村合併後の継続検査等の状況

(単位：台)

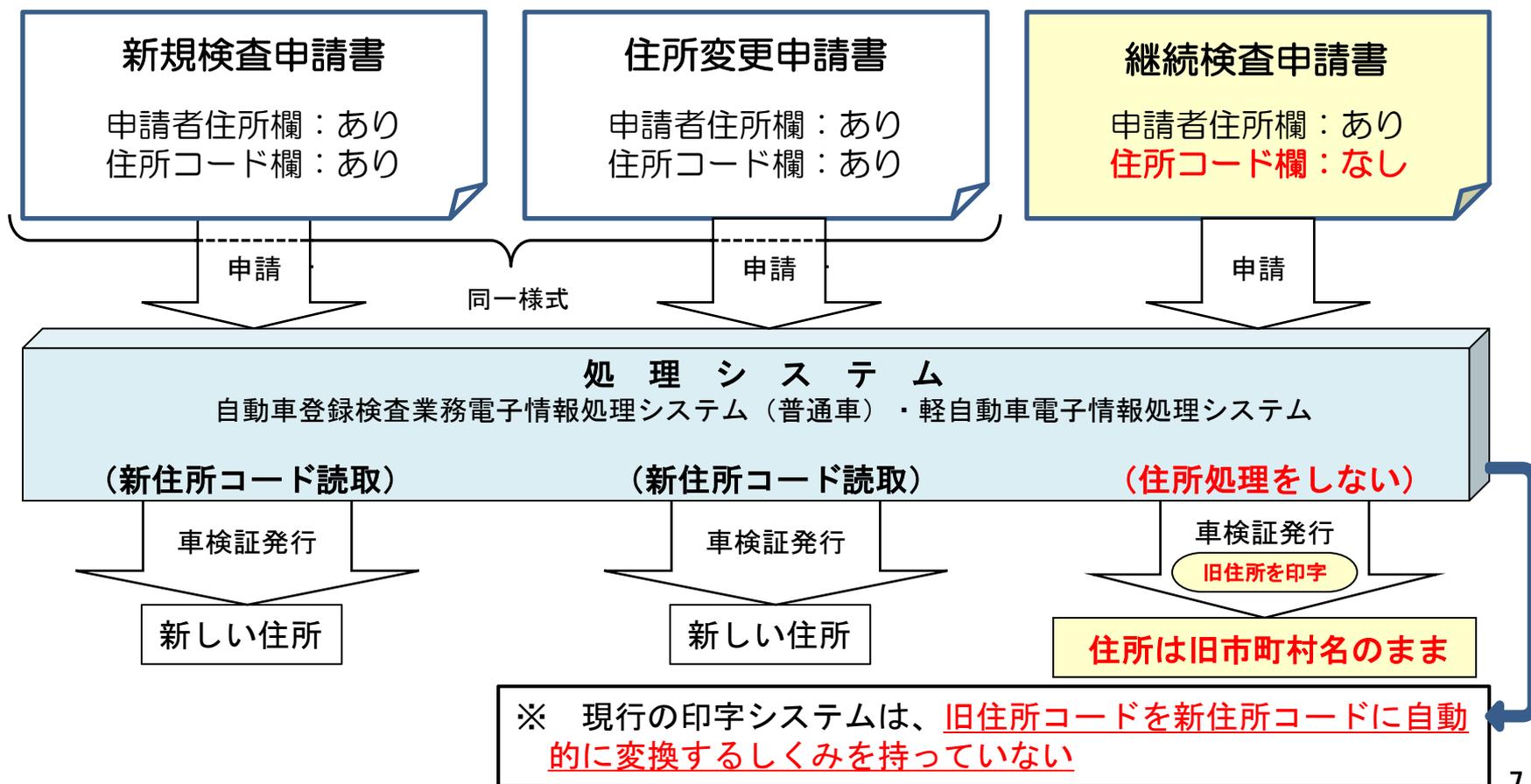
県内の保有車両数	市町村合併が行われた地域の保有車両数	市町村合併が行われた地域の継続検査件数	車検証の住所が旧市町村名のままとなっている車両数
583,000	141,000	94,000	115,000

(注) 当省石川行政評価事務所の調査結果（平成18年）による。

4 車検証の住所表示(市町村合併後)

- (1) ○ 新規検査の場合：検査申請書に記載された新住所（合併後の住所）
○ 継続検査の場合：検査申請書に記載された新住所ではなく、旧車検証に記載されている合併前の住所

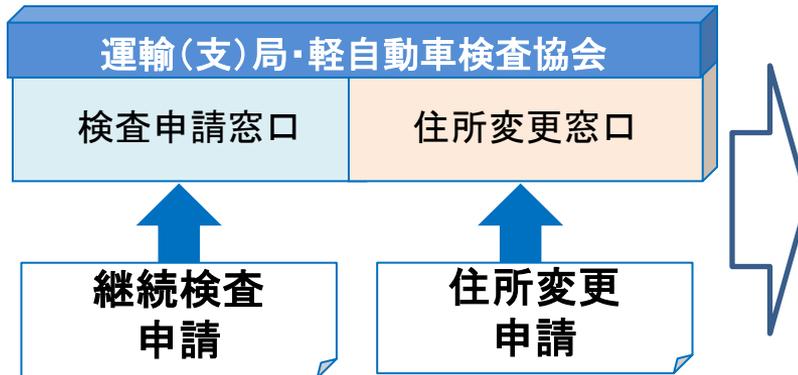
<原因>



(2) 車検証の住所表示の変更

○ 継続検査申請時

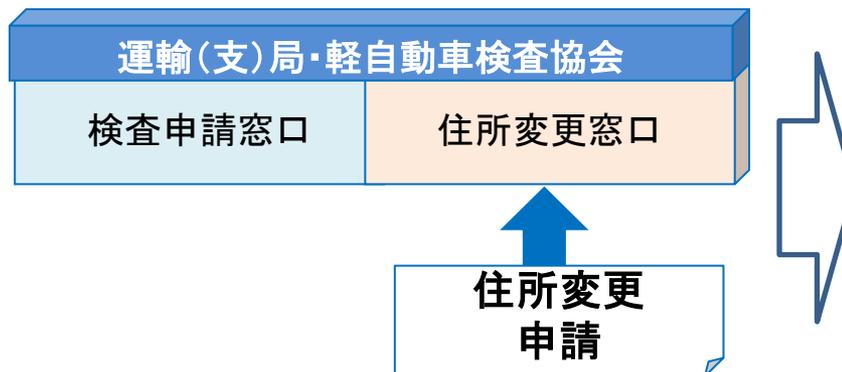
併せて住所変更申請を行うことは可能



- 別様式、別窓口で行うため申請者に負担
- そもそも、こうした手続が必要であることの周知が不十分

○ 車検証交付後

改めて申請窓口に住所変更申請を行うことが必要



申請者に負担

5 車検証の住所を旧市町村名のままにしておくことによる支障

車検証の効力

自動車の使用者は、車検証の記載事項に変更があった場合は、15日以内に変更手続を行わなければならないとされているが、市町村合併による住所変更の場合は、これをしなくてもよいこととされている（道路運送車両法第67条第2項）。

※ 自動車登録令第24条において、市町村合併により住所変更があったときは、当該住所に係る登録は、変更後の住所に変更されたものとみなすとされている

⇒ 合併前の住所であっても、車検証そのものの効力は変わらず

車検証の住所をそのままにしておくことによる支障

- 市町村合併後、相当の年月が経過しているにもかかわらず、現実に存在しない住所が記載された車検証が発行されることはきわめて不合理
- いったん車検証が交付された後に新市町村名に住所変更をするためには、別途手続が必要であり、これをディーラー等に依頼すると手数料が発生

<参考> 市町村合併に伴う住所表示変更に係る他制度の状況

運転免許証（警察庁）

市町村合併により住所表示が変わった場合、道交法上免許証の住所変更義務はない。

ただし、免許更新時には、更新申請書に記載された新住所にすべて修正

※ 免許証への住所記載は手作業

（参考）免許証保有人口：8,045万人（平成20.12.31現在）

不動産登記（法務省）

市町村合併により住所表示が変わった場合、登記情報システムの不動産登記の表題部については、職権により遅滞なく新住所に修正

なお、所有者情報等の欄を修正するためには、住所変更申請が必要

※ システムの修正は、職員による手作業

（参考）登記筆戸数2億7,000万筆戸（平成19.12.31現在）

7 改善の方向性とあい路

1 自動的に新住所が表示されるよう処理システムを改修

普通車の情報処理システムの更新は8年ごと。次期改修予定は平成24年

⇒ プログラム改修には、**膨大な経費**が必要（車検手数料アップにつながる可能性）

また、軽自動車の情報処理システムについては、平成20年度に更新されており、次期改修時期は未定

2 継続検査申請及び住所変更申請が一枚の申請書で同時に行えるよう申請様式を統一

⇒ 様式の統一のためには、「**自動車の登録及び検査に関する申請書等を定める省令**」の改正及び新たな様式の住所コード読取り等に係る**処理システムの改修が必要**

3 継続検査申請窓口において、同申請手続と住所変更申請手続が同時にできるよう徹底

現行では、継続検査申請手続と住所変更申請手続は、別窓口で行うこととされている。

⇒ 同時に行うことは可能

※ 例えば、継続検査申請窓口に住所変更申請様式を備え付け、同窓口において住所変更手続も併せて行うことにより、新しい車検証の住所を市町村合併後の住所とすることが可能

※ 石川行政評価事務所は、平成18年9月、本件と同様の観点から石川運輸支局に対しあっせん（あっせんの主な内容）

- ① 旧市町名の車検証については、検査申請窓口において新市町名に変更するように勧めるとともに、検査申請窓口で住所変更の手続ができるようワンストップ サービス方式を採用すること
- ② 住所変更の制度について、県内の全ての整備事業者に対し文書で周知を図るとともに、窓口においても更に具体的なPRを図ること

（石川運輸支局における改善）

- ① 継続検査申請受理時等に申請者にチラシを配布して住所変更手続について周知
- ② 継続検査の申請窓口にも「住所変更登録申請書」を備え付け、同窓口で同時に住所変更申請を受け付け、同窓口において、新しい住所が表記された車検証を交付

⇒ こうした措置は全国的には普及されていない状況

8 行政相談の例

局所名	受付	申出要旨
滋賀	平成21年	合併後相当の年月が経過しているが、軽自動車の車検証の住所表示は旧町のままとされており、新住所への修正は自分で手続きをしなくてはならず納得できない。
滋賀	平成19年	継続検査時の車検証は、住所変更手続きをさせるのではなく、当然、合併後の住所で発行すべきである。
奈良	平成19年	車検証の交付を受けたところ、所有者の住所表示が市町村合併前のままであったので、新住所のものを交付してほしい。
高知	平成19年	車検を受けた際、市町村合併による住所表示の変更を業者に頼んだが、お金をとられた。住所表示の変更は個人の事情によるものではなく納得できない。
長崎	平成19年	車検後に交付された新しい車検証の住所は市町村合併以前の旧住所のままであるが、運輸局は新住所に変更するべきではないか。
群馬	平成19年	継続検査を受けたが、車検証の住所は市町村合併前の旧住所のままであった。運輸支局で自動的に住所表示を変更してほしい。
新潟	平成18年	車検証に市町村合併前の旧住所が記載されており、このままでは混乱を招くので改善してほしい。
長野	平成18年	市町村合併で新しい市になったのに、交付された車検証が旧村名のままとっているのはおかしい。
鹿児島	平成18年	市町村合併に伴う住所変更に合わせて、運輸局も車検証の所有者等の住所変更を行ってほしい。
石川	平成18年	継続検査の際に合併後の住所表示に変更手続きをしたが、一旦、旧住所で車検証を作成しなければならないのは納得できない。
四国	平成18年	交付された車検証の住所が合併前の町になっていた。合併後の新しい市の住所にすべきだ。
山梨	平成18年	市町村合併が理由であっても、車検証の住所表示の変更は所有者の申告制であり、所有者にとっては負担となっている。自動的に変更されるようにしてほしい。
秋田	平成17年	車検証(軽自動車)の住所表示が変更されていないので、新住所にするよう改善してほしい。

9 国土交通省の意見

<普通自動車：自動車交通局自動車情報課>

- 住所の一括変更に係るシステム改修には多額の費用を要する。
- 引っ越しによる住所の変更登録等が行われないうちに、合併に伴う住居表示の変更を機械的に行った場合には、齟齬が生じる。
- 平成18年10月から、合併に伴う住所表示の変更は石川運輸支局の取組みを参考に個別に応えている。

<軽自動車：自動車交通局技術企画課>

- 住所の一括変更についてはシステム改修が必要
- 市町村合併も単純ではないケースも多く、システム改修に相当の経費が生じる場合、現行車検の手数料の負担増もあり得る。合併後の住所変更より検査手数料負担が重くなる方が問題となるのではないか。
- 変更を希望する使用者に対しては、記入申請書（手数料不要・用紙料要）を提出していただければ変更に応じている。